



早池峰ダム貯水池に係る水質環境基準類型見直し調査業務委託契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と（ ）（以下「乙」という。）とは、早池峰ダム貯水池に係る水質環境基準類型見直し調査業務（以下「委託業務」という。）の実施を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1 乙は、甲の定めた別紙仕様書により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料（ ）円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ）円を支払う。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（委託期間）

- 第2 委託期間は、（契約年月日）から令和4年2月25日までとする。

（契約保証金）

- 第3 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。

（業務に係る甲の指示）

- 第4 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

- 第5 甲は、必要があると認める場合は、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（実施計画書）

- 第6 乙は、委託業務に係る実施計画書（様式第1号）を作成し、この契約締結後5日以内に甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により提出された実施計画書については、甲がその内容を不適当と認めるときは、甲乙協議のうえ、これを変更するものとする。

（管理技術者）

- 第7 乙は、委託業務の技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、この契約締結後5日以内に管理技術者選任届出書（様式第2号）により甲に届け出なければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

（権利義務の譲渡等）

- 第8 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年政令法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

- 3 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

- 第9 乙は、委託業務を達成するため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による甲の承諾を得なければならない。

（委託業務内容の変更等）

- 第10 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。
- 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（完了報告及び審査）

- 第11 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに委託業務仕様書に規定する成果品（以下「成果品」という。）を添えて業務完了報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による成果品の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に委託業務の完了を確認する検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査に適合しないときは、甲の指示に従い、これに適合させるための措置をとり、その結果を甲に報告するものとする。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

（委託料の請求及び支払）

- 第12 乙は、委託業務が完了し、第11第2項の検査に適合したときは、委託料請求書（様式第4号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

- 第13 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払いを遅延した場合は、乙に対して、支払遅延の日数に応じ、その支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

- 第14 乙の責めによる事由により成果品の納入が不能となった場合には、乙は、委託料を請求できない。

（損害賠償等）

- 第15 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（違約金等）

- 第16 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

（契約不適合責任）

- 第17 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履

行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による契約の解除)

第18 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第11第3項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第19 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第20 第18又は第19の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前2項の規定は、委託料の支払があつた後においても適用するものとする。

(暴力団等の通報)

第21 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(委託料の返還)

第22 乙は、第20の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(返還に伴う遅延利息)

第 23 乙は、第 22 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第 24 乙は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係書類の保存)

第 25 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 9 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(補則)

第 26 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

(契約年月日)

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也



乙 住所
氏名



実 施 計 画 書

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

受託者 住 所
氏 名 印

次のとおり実施計画書を作成しましたので提出します。

委託業務名	業務委託												
調査の場所													
委 託 料	金 円												
契約年月日	年	月	日										
業務の期間	年	月	日	～	年	月	日						

(作業工程)

業務内容	種 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

監 督 員	年 月 日確認	印
-------	---------	---

管理技術者選任届出書

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

受託者 住 所
氏 名

印

次のとおり管理技術者を定めたので、届け出ます。

委託業務名	
委 託 料	金 円
契約年月日	年 月 日
業務の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
管理技術者	

業 務 完 了 報 告 書

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住 所
氏 名 印

委託業務を完了したので、契約書第 11 の規定により報告します。

記

1 委託業務名

2 契約年月日

年 月 日

3 業務の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

委 託 料 請 求 書

年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

受託者 住 所
氏 名 印

年 月 日付けで契約を行った早池峰ダム貯水池に係る水質環境基準類型見直し調査
について、契約書第 12 の規定により請求します。

記

1 請求金額

請 求 金 額	金 円
契 約 金 額	円

2 振込先銀行名

受取人住所	
名義	
振込先金融機関名	銀行 店
預貯金種別	
口座番号	